令和８年（フ）第１６８８号
埼玉県秩父市阿保町１番２号　県営秩父阿保住宅２―103、旧住所さいたま市岩槻区東町２丁目３番34―203号　ラークハイツ　Ｂ棟
債務者　小峰　尚眞
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２２号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地16―401
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０５号
埼玉県上尾市愛宕二丁目19番４号　小川ハイツ202
債務者　押切　京子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８３号
埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フジハイツ310号
債務者　増田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８１号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―1002号
債務者　大家　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８９号
埼玉県八潮市大字大瀬1405番地　マンションキャスバル401
債務者　前田　海帆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県越谷市北越谷２丁目32番２号　黒田荘202号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目11番20―703号
債務者　松森　栄子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
愛知県稲沢市駅前二丁目41番17―201号
債務者　宮川　昂之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５３８号
愛知県豊田市渋谷町１丁目13番地３　マンション渋谷302号
債務者　神原みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５７５号
愛知県岡崎市井ノ口新町８番地４　マンションラフィーネ　102、旧住所愛知県岡崎市真伝町四反田13番地168　アベニュー参番館202
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５５５号
札幌市手稲区富丘１条７丁目２番10―202号
債務者　大川　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８６号
札幌市厚別区厚別南２丁目５番25―602号
債務者　原　絵莉香（旧姓大西、佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０３号
北海道千歳市青葉３丁目９番８号　エルドラード青葉Ａ201号
債務者　小林　　結
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６３号
札幌市白石区北郷９条８丁目１番26号
債務者　大橋　正基
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６７号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地６　ルピナス７・８―201号
債務者　佐藤　昭雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１９号
札幌市東区北18条東17丁目２番12号　マリオンコート18―203号
債務者　浅野　一斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部